

TMBニュース

税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>
 有限会社トータルマネジメントブレーン Mail : tmb@tkcnf.or.jp
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F

令和 4 年 3 月 30 日発行
 担当 : 池田
 TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

確定申告における医療費控除は医療費通知情報で!!

1. マイナポータル連携の対象に医療費

令和 3 年分確定申告においては、マイナポータル連携の対象に医療費が加えられ、令和 3 年分は 9 月から 12 月分の保険診療分の医療費通知情報がマイナポータルで取得できました。さらに、令和 4 年分以降は 1 年間の保険診療分の医療費通知情報がマイナポータルで毎年 2 月上旬以降に取得できることが予定されています。医療費通知情報の取得については、例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）では確定申告での利用に間に合うように 1 月中旬以降に「医療費のお知らせ」を送付していますが、医療機関等から医療保険者に医療費データが届くまでに時間を要する関係で、10 月から 12 月分は記載されていません。よって、9 月までは「医療費のお知らせ」、10 月から 12 月のみ領収書で金額を確認することが一番簡易となります。

マイナポータル連携とは、年末調整手続きや所得税確定申告手続きについて、マイナポータル経由で、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能のことです。また、3 年分確定申告から取得できるデータに、医療費控除における医療費通知情報、ふるさと納税における寄附金受領証明書・寄付金控除に関する証明書、地震保険料控除における地震保険料控除証明書が追加されています。

医療費通知情報は、令和 4 年分以降は 1 月から 12 月診療分の情報が取得できますが、原則保険診療分のみとされ、薬局での医薬品購入等は対象外となっており、取得時期は毎年 2 月上旬以降となります。また、ふるさと納税や地震保険料控除では、契約している保険会社等がマイナポータル連携に対応していなければなりませんので注意してください。

医療費控除において、医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」などで、病院名や医療費の額など要件となる 6 項目の記載がある医療費通知を確定申告書に添付する場合、医療費控除の明細書の記載を簡略化でき、医療費の領収書の保存が不要となります。医療費通知の利用には注意点もあります。自由診療や薬局で購入した医薬品、医療費通知への反映が間に合わなかった医療費など、医療費通知に記載されていない医療費について医療費控除の適用を受ける場合は、別途、医療機関等からの領収書に基づいて明細書に必要事項を記載する必要があります。また、自治体からの医療費の助成が医療費通知に反映されていない場合などは、その旨を医療費通知に付記することになります。その他に、令和 3 年分からの変更点として、添付書類の見直しがあります。医療費通知が書面で交付され、e-Tax で医療費通知を利用する場合、令和 2 年分までは書面の医療費通知を別途、郵送等により所轄税務署に提出する必要がありました。令和 3 年分からは、医療費通知の記載事項を入力して送信することにより、医療費通知の提出に代えることができるため、手間がかからなくなりました。

2. 接骨院・整骨院・鍼灸院・マッサージ院等の施術の医療費控除についての注意点

(1) 接骨院・整骨院など（柔道整復師）

骨折・脱臼、打撲および捻挫（「肉ばなれ」を含む）の症状で施術を受けるときは健康保険が使える、骨折および脱臼は、応急の場合を除き医師の同意が必要です。単なる肩こりや筋肉疲労などは医療費控除の対象とはなりません。

(2) 鍼灸院など（はり師、きゅう師）

医師の同意書等を得た、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などは医療費控除の対象となります。上記以外は原則として保険医療の対象とならず、また医療費控除の対象とはならないでしょう。

(3) マッサージ院など（あん摩マッサージ指圧師）

医師の同意書等を得た、筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上のマッサージを必要とする症例は医療費控除の対象となります。例えば筋麻痺、片麻痺に代表されるような麻痺の緩解措置としての医療マッサージ、関節拘縮や筋萎縮が起り、その制限されている関節可動域の拡大を促し、症状の改善を図る変形の矯正を目的としたマッサージが対象となります。上記以外は原則として保険医療の対象とならず、また医療費控除の対象とはならないでしょう。

3. まとめ

マイナポータルを利用すると領収書を集める必要がなく合計金額の記載で完結するため非常に手間が省けます。マイナポータルを利用しなくても 1 月から 9 月分の医療費については保険組合から「医療費のお知らせ」が送られてきますので年末までしっかり保管しておき、是非確定申告にご活用ください。マイナポータルを利用する際はマイナンバーカードが必要となります。詳しい利用方法については下記 URL をご確認ください。

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html